

令和 年 月 日

(あて先)
三 鷹 市 長

土地所有者

住 所

氏 名

電 話

()

実印

実務取扱者

住 所

氏 名

電 話

()

印

公 共 用 地 境 界 確 定 申 請 書

私所有の下記土地と市道との境界(地図朱線の箇所)を協議のうえ確定願います。

記

土地の所在・地番 : 三鷹市

丁目

番

- | | | | | |
|------|----|--------------------|---|-----|
| 添付書類 | 1 | 印鑑登録証明書(原本) | } | 各1通 |
| | 2 | 資格証明書(法人の場合) | | |
| | 3 | 土地登記簿謄本(申請箇所) | | |
| | 4 | 相続を証する書面(相続の場合) | | |
| | 5 | 現地案内図 | | |
| | 6 | 現況実測平面図 | | |
| | 7 | 土地所有者調書 | | |
| | 8 | 立会同意書 | | |
| | 9 | 地図(公図)写 | | |
| | | 2通 | | |
| | | (土地所有者名を記入してください。) | | |
| | 10 | その他参考資料 | | |

※ 申請にあたり、下記事項に注意して作成して下さい。

◎ 三鷹市道であることを確認のうえ、申請して下さい。

◎ 既に境界確定されている箇所の申請は受理出来ませんので、事前に境界確定の有無を調査のうえ、申請して下さい。

◎ 土地の所有権について係争中の土地に係る場合、申請は受理できません。

- ◎ 申請に必要な添付書類は、次の事項に注意し作成してください。
- 1 印鑑登録証明書及び資格証明書等は、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
 - 2 土地登記簿謄本は、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
また、土地登記簿謄本記載の住所と住民登録してある住所が異なる場合は、公的証明書で住所移転の経過が判明できる資料を添付してください。
なお、申請者の権利関係が複雑な場合は、申請者としての当事者能力を有することを確認できる書面を持参してください。
 { 例：差押え物件に対する債権者の同意書、親権を証する書面、破産管財人選任証書、区分所有建物敷地(マンション等)の管理組合理約等 }
 - 3 相続が発生している場合は、相続関係説明図を作成し、作成年月日、作成者氏名を記入し、作成者印を押印のうえ申請書に添付し、相続人全員で申請してください。
なお、既に遺産分割協議が終了し相続人が特定されている場合は、その相続人で申請し、遺産分割協議書の写を申請書に添付してください。
いずれの場合も、申請時には相続を証する書面として、戸籍謄本、本籍記載の住民票、遺産分割協議書等の原本を持参してください。
 - 4 現地案内図は、申請箇所が明確になるように朱線で明記してください。
 - 5 現況実測平面図は、現地の形状が明確に把握できるよう当該地及び周辺に道路境界標識(境界石)・塀・家屋等の地形、地物を明記した正確な実測図(縮尺1/250を標準とし、道路幅員・方位及び土地の地番を記入する。)を作成してください。
近隣で既に境界が確定されている箇所がある場合は、その境界確定点を図示し、土地の地番、縮尺、方位、実測年月日、測量者の氏名を記入して押印してください。
 - 6 立会同意書は、隣接土地所有者(向こう3軒両隣の範囲)に境界確定申請の理由(目的)を説明し立会同意を得て作成してください。
隣接土地所有者(向こう3軒両隣の範囲)全員の同意が得られなければ、申請書の受付はできません。
 - 7 地図(公図)写は、法務局(登記所)備付の地図(公図)写を添付してください。境界確定の協議に必要な資料ですから、正確かつ広範囲に謄写し、隣接土地所有者名(向こう3軒両隣の範囲)・縮尺・方位・法務局(登記所)名・調査年月日及び調査者氏名を記入し、押印してください。
また、申請箇所は、朱線で明記してください。
 - 8 その他参考資料は、必要に応じて旧公図写、地積測量図を添付してください。旧公図に道・畦畔・水路等の着色のある場合は、旧公図のとおり着色してください。
地積測量図については、法務局(登記所)備付けの写しを添付してください。
- ◎ 境界の立会協議が終了した場合は、確定図作成の手引き及び確定図作成例に基づき境界確定図を作成し、関係所有者記名押印による同意欄のある図面(原本)及び、同意欄を省いた図面(確定通知書交付に必要な部数+3部)を道路管理課境界確定係に提出してください。
(該当路線数が複数の場合は部数が増えます。詳細は打合せによるものとします。)
その他、確定点の写真を提出してください。
- (注) 下記の場合は、協議が成立しなかったものとし、「取り下げがあったもの」もしくは「不調案件」として処理し、この申請書はお返します。
- 現地調査・担当者との打ち合わせ後、3ヶ月を経過しても、市の責に帰さない事由で現地立会・協議を行うことができない場合。
 - 立会終了後、3ヶ月を経過しても境界確定図の提出がない場合。
 - 申請受理後、申請者の要件を欠くこととなった場合。
- ☆ この申請書の提出先及び問い合わせ先
- 〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号 本庁舎 5階
三鷹市都市整備部道路管理課境界確定係
電話 0422-29-9707 FAX 0422-48-0975